

令和7年（フ）第169号

長崎県佐世保市木原町1861番地

破産者 有限会社宝珠製陶所

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和8年（フ）第27号

長崎県佐世保市白岳町1513番地3

破産者 有限会社新開工業

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和8年（フ）第72号

長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷420番地2

破産者 株式会社肥洲工業

- 1 決定年月日 令和8年9月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和8年（フ）第258号

兵庫県尼崎市武庫之荘一丁目29-16

破産者 合資会社オーヴ

- 1 決定年月日 令和8年9月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第14号

大分県別府市石垣西3丁目6番24号 ビュー
アフリカⅡ B号、商業登記簿上の本店所在地大分県杵築市大字杵築665番地563 グレイ
スフル服部502

破産者 株式会社a r t

- 1 決定年月日 令和8年9月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第188号

富山市窪新町9番1-111号 K&T

破産者 三浦 浩道

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第80号

富山県中新川郡立山町沢端128番地

破産者 永井 秀和

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第530号

北九州市小倉南区志井4丁目2番27号

破産者 内川 葵

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第544号

北九州市若松区高須南4丁目3番9-201号、
住民票上の住所北九州市八幡西区本城1丁目
8番9号（205）

破産者 浦西 遼太

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第137号

北海道北斗市七重浜4丁目13番5号

破産者 田山 勝彦

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和8年（フ）第33号

福島市飯坂町字月崎町9番地の6リバーサイ
ド月崎B105号室、従前の住所福島市飯坂町
字西堀切13番地

破産者 加藤 文孝

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和8年（フ）第56号

福島市宮代字小袋坂3番地の10エポアールセ
とA101号

破産者 阿部茉璃亜

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和8年（フ）第69号

福島市南沢又字桜内4番地の12コーポユー
コー201、従前の住所福島市陣場町9番31号

破産者 廣野 政則

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和8年（フ）第76号

福島市飯坂町平野字北原5番地の55

破産者 森 英章

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和8年（フ）第90号

福島県伊達市伏黒字前前119番地1

破産者 大澤 貴志

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和8年（フ）第94号

福島市清水町字中谷地52番地の2サンクレ
スティー206

破産者 上遠野 賞

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所

令和7年（フ）第656号

相模原市緑区上九沢271番地4、開始決定の
住所相模原市中央区宮下本町1丁目7番6号

ジュネスハイムA102号室

破産者 上島 理奈

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第234号

相模原市緑区東橋本1-7-1 グリーンヒ
ル橋本C203号、開始決定時の住所相模原市
中央区陽光台1丁目14番7号

破産者 渡部 翔（旧姓西田）

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第255号

相模原市中央区東淵野辺3丁目5番16号 シ
ルクガーデン 304

破産者 田尻 歩実

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部